

生駒市規則第19号

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。

様式第2号から様式第7号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改

める。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。